



JICA 海外協力隊連携派遣 募集要項

2025 年度

2025 年 2 月

独立行政法人 国際協力機構

I. JICA 海外協力隊（連携派遣）の概要

JICA 海外協力隊（連携派遣）は、日本国内の様々な団体と協力し、計画的、戦略的に JICA 海外協力隊を派遣することにより、開発途上国の課題解決に資するとともに、国内の地域における課題や、提案団体における人材育成にも寄与することを目的とする制度です。

まずは、海外ボランティア派遣に関心のある団体から、開発途上国のニーズ、「2025 年度 JICA 海外協力隊連携派遣国別ニーズの一覧」等を踏まえた派遣計画のご提案をしていただきます。次に、JICA 内での審査を通過した提案について開発途上国側から協力要請が提出されるか否か、JICA の在外事務所を通じて確認します。協力要請が提出される場合は、採択となり、提案団体と JICA の間で双方の合意事項等を記した覚書を締結します。また、提案団体から推薦される方を JICA による選考や訓練を経て、JICA 海外協力隊員として派遣します。

提案団体には、派遣される人材を通じ、開発途上国の課題解決に貢献するとともに、帰国後には協力隊経験を団体内や地域社会に広く還元いただくことが期待されます。

1. 目的

- (1) JICA 海外協力隊事業において、多様なパートナーと協力して共創を推進すること、並びに、一般公募では確保しにくい職種・分野における戦略的・継続的な派遣の実現を図り、以下の協力隊事業及び開発協力事業の目的の実現を推進する。
 - ① 途上国の社会・経済開発への貢献
 - ② 相互理解、異文化理解の推進。開発途上国との対話と協働を通じた社会的価値の共創
 - ③ 経験の社会還元。生み出した新たな解決策や社会的価値を我が国にも環流させる。
- (2) また本事業を通じて我が国と開発途上国の次世代を担う人材が育成されることにより、地域の活性化や多文化共生社会づくりなど我が国自身が直面する経済・社会の課題解決や経済成長にもつなげることを目指します。

2. 対象となる団体（応募資格）

応募可能な団体は以下のとおりです。

- (1) 日本国登記法人格を有する団体・組織。具体的には、自治体、民間企業、大学、業界団体、NGO など。
- (2) 本募集期応募締め切り日時点において設立後 2 年以上経過していること。
- (3) また、外国会社等に該当しないこと。具体的には、①会社法上の外国会社、②発行済株式若しくは議決権の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上を外国会社が所有している企業、③親会社に外国会社を持つ場合、当該外国会社の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占める企業のいずれにも該当しないこと。
- (4) 複数の団体が共同で提案することも可能。共同提案を希望する場合は、提案団体を 1 つに定め、提案書に共同提案であることを明記する。なお、提案団体と共同提案団体との間で、本事業を共同で実施することに係る合意文書を案件実施（JICA との覚書締結）までに締結している事が必要。

3. 対象となる国・地域

JICA 海外協力隊一般公募で派遣事業が現在実施されている国とします。

(ご参考：2024 年度秋募集 国別一覧

[国別一覧](#) | [【一般案件】](#) | [JICA 海外協力隊](#))

上記対象国でも、派遣国の政治・治安上の理由等から、対象ではなくなる場合があります。ご希望の国が対象国かどうか不明の場合はお問合せ下さい。

4. 対象とする提案（採択に必要な条件）

提案は、以下（１）および（２）の条件に合致し、（３）に抵触しないものとしてください。

（１）活動内容

対象国・地域の課題解決に貢献し、協力隊の派遣分野・職種、かつ、原則として「2025 年度 JICA 海外協力隊連携派遣国ニーズ一覧」（別紙 2）に合致している活動・地域とします。

なお、農業、畜産、水産業、職業訓練（特に自動車整備）、日本語教育、及び教育関連（小学校教育、理科教育、幼児教育等）の分野・職種を特に重視していますので、これらに合致し、且つ現地のニーズに合う提案を優先します。

（２）提案の内容・条件

提案内容は以下の条件に合致したものである必要があります。

- ① 特定の国・特定の組織（原則公的機関）に対する協力
- ② 長期隊員の派遣を中心に据えた計画であること
- ③ 長期隊員 1 代限りの派遣ではなく、数代にわたる派遣（例：2 年×2 代）
- ④ 短期派遣については、以下のア）イ）いずれかの条件を満たし、かつ、ウ）を満たせば派遣可能とします。
 - ア）短期派遣の隊員全員が（語学、活動、技術等の面で）十分に自律的に活動可能であること
 - 又は
 - イ）同じ連携派遣案件で派遣中の長期隊員もしくは提案団体側コスト負担による人員の現地派遣による短期派遣隊員のサポートが可能
 - ウ）提案団体側が一部派遣費用負担（*以下「6 経費の扱い」参照）を行うことまた、短期隊員派遣の人数の上限は原則年間 5 名で、提案団体側が一部渡航費用負担（*以下「6 経費の扱い」参照）を行っていただくことが必要となります。
- ⑤ 隊員の派遣期間は一般公募と同様、長期隊員派遣は 1 年以上 2 年以内、短期隊員派遣は 1 か月以上 1 年未満。
- ⑥ 派遣隊員は提案団体及び共同提案団体の関係者※のみ ※要件を満たす場合
- ⑦ 覚書の期間は 3～5 年とする。

なお、覚書期間終了後は、覚書の更新は行わないため、本事業新規案件募集時に改めて新規提案を行うことが必要となります。

* 今回募集の対象は、長期隊員の派遣は 2026 年度 1 次隊（2026 年 4 月訓練開始）以降の派遣です。短期隊員の派遣は原則として長期隊員派遣から半年後以降とします。

- * 団体側が提案した投入計画は採択にあたってそのまま承認されるものではなく、団体と JICA の協議を経て JICA で決定し、その結果を覚書で確認します。
- * 覚書締結後も、状況によって派遣規模の見直し／派遣中止があり得ます。

(3) 対象としない提案・派遣

- ① 協力隊一般公募で適用されている条件を満たさない者の派遣
- ② 宗教活動・政治活動、反社会勢力が関わる提案・派遣
- ③ 文化交流のみを目的とした提案・派遣
- ④ 提案団体の営利活動に直接関係する提案
- ⑤ 調査・研究・技術開発・試験を中心とした提案・派遣
- ⑥ 医療行為のうち、侵襲行為を伴う提案・派遣
- ⑦ JICA 事業ないし他の事業の投入要素として完全に組み込まれるなど、協力隊員の活動が独立して成立せず、協力隊員の自主性が損なわれる提案・派遣

5. 派遣の対象となる人材の条件

一般公募の場合は複数の候補者の中から JICA が最適な人材を選定しますが、連携派遣においては提案団体が推薦する候補者の派遣可否のみを JICA が判断いたします。そのため、提案団体には責任を持って意欲と能力を有する候補者を推薦する必要があります。以下の点をすべて満たす方をご推薦ください。

- (1) 提案団体または共同提案団体の構成員もしくはそれに準ずる関係者
- (2) 提案された活動に関して、それを遂行するに十分な技術的な知識、経験を有する者。
※ 連携派遣では JICA は技術審査を行わず、提案団体において推薦者の技術的な保証をしていただきます。万が一、派遣後技術的な観点で相手国受け入れ先から問題点を指摘された場合は、提案団体にもご対応いただくことになりますのであらかじめご承知おきください。
- (3) 協力隊の3つの目的を理解し、そのもとで自発的に派遣を希望し、十分な活動意欲を有する者。特に、相手国機関に配属され、その機関の指揮命令・合意の下で活動することを理解している者。

協力隊の3つの目的

- 開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与
- 異文化社会における相互理解の深化と共生
- ボランティア経験の社会還元

※ 連携派遣においても、JICA 海外協力隊の一員として他の隊員たちと同様に現地で活動を行います。JICA 海外協力隊員として求められていることを理解し、自発的に行動できる方のご推薦をお願いいたします。

- (4) JICA 海外協力隊の一般公募の各種応募資格を満たしていること。*
(ご参考:2024 年一般公募・秋募集 募集要項 [募集要項](#) | [JICA 海外協力隊](#))
※特に健康診断の結果、必要な基準を満たさず派遣不可となる方が多数います。以下のサイトの記載事項を十分ご確認頂き、隊員候補者の方は早い段階から健康管理に努めていただくようお願いいたします。

ご参考：健康診断について [健康診断について](#) | [JICA 海外協力隊](#)

* 但し、本「連携派遣募集要項」と一般公募募集要項の記載事項が異なる場合は、

原則として本要項の記載が優先されます。ご不明な点はお問合せ下さい。

6. 経費の扱い（※一部変更の可能性がります）

（1）JICA が負担する経費

- ① 応募完了者の健康診断料の補助及び再検査費用（該当者のみ）健康診断料補助について、健康診断書、問診票、領収書・明細書、請求書を提出された方に対し、JICA の規定に基づき、5,000 円を上限に補助ができます（5,000 円未満は実費を補助します）。

原本と確認できない書類でのご提出や、指示された項目以外の検査費、また治療費、投薬費、処方箋料、郵送料等は補助の対象となりません。また転記の場合は、転記料のみが補助の対象となり、転記で足りずに追加で行った検査項目の検査費用は補助の対象外です。

再検査費用については、該当者に詳細を説明します。

② 協力隊の派遣に関する経費

[長期派遣]

一般公募で派遣される隊員と同一となります。

（ご参照→[待遇と諸制度（派遣期間：1年～2年）](#) | [JICA 海外協力隊](#)）

[短期派遣]

一般公募で派遣される隊員と異なる部分があります。

（ご参照→[待遇と諸制度（派遣期間：1ヶ月～1年未満）](#) | [JICA 海外協力隊](#)
以下（2）に定める経費については、異なります。）

- * 長期、短期いずれも現職参加者が条件を満たす場合は所属先に対し現職参加促進費の支給（提案団体からの申請が合格後別途必要）（[参照→gaiyo.pdf](#)）

（2）提案団体が負担する経費（短期派遣の場合）

- 短期隊員の派遣にかかる渡航費（航空賃）を、1名あたり15万円を上限として団体側にご負担いただきます。航空賃は空港使用税や燃油サーチャージ、発券手数料等を含むエコノミー正規割引運賃。JICA 指定の旅行会社にお支払いいただきます。
- なお、支度料、国内手当（本邦支出対応手当）は、支給対象外となります。

7. 募集から初回派遣までのプロセスとスケジュール（予定）

- ① 募集期間：2025年2月12日（水）から4月27日（日） [\[提案書締切\]](#)
- ② JICA による審査期間：6月下旬まで
- ③ JICA 内審査完了通知：6月下旬予定
- ④ 在外事務所における先方政府の要請意向確認：10月末までに終了

＜以下、JICA 内審査を通過した案件のみ、かつ早期派遣を希望する場合＞

- ⑤ 案件計画に係る協議→覚書締結：25年8月～12月頃
- ⑥ 初回隊員派遣に向けた応募・選考（長期隊員の派遣）
 - ⑤-A 25年秋募集対応：25年8月～26年2月頃
 - ⑤-B 26年春募集対応：26年3月～9月頃

*26年度1、2次隊での派遣を行う場合には25年秋募集スケジュールに乗せること、26年度3次隊での派遣は26年春募集スケジュールに乗せることが必要です。それ以降のスケジュールの詳細は追って確定します。

Ⅱ. 応募・審査について

1. 募集・審査概要

(1) 案件審査の視点

各団体からのご提案をJICAにて審査し、採択候補案件が決定されることとなります。大きな問題の無い提案であっても相対評価で採択案件が決まる点、ご了承ください。

審査の視点は主に以下の点となります。これらを意識して別紙の提案書フォームに提案内容を作成の上、期限までにご提出ください。

[計画の妥当性、現地課題への貢献]

- ・3ページ4.対象とする提案(1)活動内容でJICAが示す優先分野(農業、畜産、水産業、職業訓練(特に自動車整備)、日本語教育、及び教育関係(小学校教育、理科教育、幼児教育等))での提案か
- ・協力隊事業の目的、連携派遣の趣旨に合致した内容か
- ・現地ニーズに合致し、現地の課題解決につながる内容か
- ・安定的に適切な参加者を派遣できるか
- ・協力の成果が持続する見込みがあるか
- ・その他必要な要件を全て満たしているか(長期派遣の内容や複数代の派遣等)

[団体や候補者の途上国事業経験や類似の経験、現地サポート体制]

- ・当該国や他の途上国での事業・活動実績、類似事業の実績
- ・当該国での実施体制(現地拠点の存在や同行の有無、遠隔での支援等)
- ・派遣隊員へのモニタリング/支援体制
- ・想定される隊員候補者の経験・能力・語学力等

[団体のコミットメント、国内実施体制]

- ・団体側のインプット内容
 - 派遣隊員へのサポート内容(面談・モニタリング・評価等)
 - 定められた短期派遣航空賃を除く団体側費用負担額等投入
- ・本邦実施体制(大学の場合教員・事務部門の双方において)

[社会還元、隊員帰国後の活躍]

- ・帰国隊員が組織としてのどのように活躍してもらう具体的計画を持っているか
- ・社会還元(本邦、海外)、環流(協力隊経験を、途上国だけでなく日本国内の地域創生や社会課題の解決にも活用し、貢献する)に係る計画
- ・本邦の地域における活動実績・JICA事業への貢献・連携計画

なお、過去に実施実績がある案件については、上記各項目の成果も参考とする

(2) 事前の質問・相談

応募方法や協力隊派遣制度全般に係るご質問・ご相談と、対象国・地域における具

体的な協力内容に係るご質問・相談について分けて対応させていただきます。

① 応募方法、協力隊派遣制度全般についての質問・相談

HP上で公開している説明会動画、募集要項、及びFAQをご確認いただき、その上でご質問がある場合は、2025年度 JICA 海外協力隊（連携派遣）提案団体様向け質問フォームにてお問い合わせください。

② 特定の地域・国に係る現地事情や事業の具体的内容についての質問・相談

提案内容等に関する個別のご相談（コンサルテーション）実施をご希望される団体は、期限までに下記2.（2）の通り、メールにてコンサルテーション実施申込書をご提出ください（公平性の観点から、コンサルテーションは原則1回／案件とさせていただきます）。

2. 応募に係る具体的なプロセス・スケジュール

（1）説明会動画、募集要項、及びFAQの確認

（2）（希望団体のみ）「コンサルテーション」申込 [3月31日まで]

メールでご応募いただきます。jvttp_gs@jica.go.jp宛に以下の情報を含めメールをご送付ください。

- タイトルを「【団体名】・コンサルテーションの申込」とする
- その時点で可能な範囲で記入済の提案書を添付する
- 出席者様の①ご所属、②お名前を記載する
- 実施希望日（～4/18）を3つ記載する（09:30-17:00 ※12:30-13:30、及び土日・祝日を除く）

（3）（希望団体のみ）コンサルテーション（60分）実施 [2月12日～4月18日]

（4）提案書提出 [4月27日（日）23:59分締め切り]

期限までにメールにて別紙1の団体所在地域を所管するJICA国内機関のメールアドレス（ただし、東京都のみjvttp_gs@jica.go.jp宛）にご提出ください。

（4）JICA内審査実施

審査の過程で団体に対して面接を実施させて頂く場合があります。ご協力をお願いいたします。

（5）審査結果通知 [6月下旬を予定]

3. 注意事項

・提案書提出後は、提案書の差し替えや補足説明等はお受けできませんのでご注意ください。また、JICA内審査期間は、新規の提案に係るご相談を受け付けることはできません。

・同一団体が複数の案件に応募することは妨げませんが、応募団体が多数に上る場合は、機会をできるだけ多くの団体に提供するという観点から複数案件の採択は困難となる可能性がある点予めご承知おきください。

III . JICA 内審査通過後の手続き（隊員派遣等）について

JICA 内審査を通過した案件は「仮採択」となります。仮採択となった案件については、相手国政府による要請意向の確認ができれば正式に案件採択となります。その後①団体と JICA の間で覚書締結、②協力隊員派遣に向けた手続きを実施していきます（必要に応じ①と②を同時並行で実施）。

（1）相手国政府からの要請意向有無の確認

JICA 内審査を通過した提案案件は、在外事務所が相手国政府に提示、説明したうえで、隊員派遣に関する相手国政府の意向を確認します。実施の意向が確認された提案については正式に「採択」となり、JICA から団体宛に採択通知を致します。

なお、原則として 10 月末までに要請意向確認ができない案件については不採択とさせていただきますのであらかじめご了承ください。

（2）案件内容詳細に係る協議および覚書締結

案件「仮採択」後、派遣計画や活動内容、双方の実施事項等について、青年海外協力隊事務局海外業務グループの各国の担当者（以下「国担当」）が派遣計画等についての協議を進めさせていただきます。協議の上、合意した内容を、案件採択後に、覚書としてまとめ、最初の派遣隊員が派遣前訓練に入るまでに両者間で締結します。

覚書のひな型は様式 2 のとおりです（今後改訂予定ですが、その前提でご参照願います）。詳細は案件採択後に国担当とご相談ください。

※必ずご提案どおりに全ての派遣が可能になるわけではなく、JICA との合意を経ての派遣となることを予めご了承ください。

（3）派遣隊員の選考プロセス

協力隊事業においては、長期・短期それぞれに通常年 2 回の「募集期」（応募のタイミング）があり、連携派遣事業においても、この募集期に合わせて候補者の推薦・選考・訓練・派遣というプロセスを進めていくこととなります。それぞれの募集期ごとに派遣隊次や派遣タイミングが決められています。

本来、このプロセスは上記の案件正式採択、覚書締結後に行われるべきものですが、初回の派遣を早期（2026 年度 1 次隊や 2 次隊での派遣）に実施するためには 2025 年度秋募集のスケジュールで進める必要があるため、案件の仮採択後に上記（1）（2）の案件採択の作業と並行して候補者の推薦・選考の作業を実施することを可とします。

各募集期におけるスケジュールは、仮採択後に順次ご案内いたしますが、2026 年度 1 次隊等早期の派遣を希望する場合に 2025 年度秋募集に乗せて手続きを実施する場合の現時点での標準スケジュール概要は以下となっています。

① 団体からの候補者推薦／候補者による応募 [9～10 月]

以下につきご対応頂きます。

ア) 団体による人選推薦書の提出（担当者にメールで提出）

イ) 候補者本人による応募手続き（Web 上）：適宜団体側でご支援願います

ウ) 健康診断結果の提出（郵送）

② オンラインによる人物面接 [1 月]

③ 人物面接・健康診断結果を踏まえて合否決定・通知 [2 月]

- ④ 派遣前訓練開始 [4月]
- ⑤ 現地に派遣 [8月]

【ご注意ください！】

長期隊員の派遣者は応募にあたって健康診断の受診が必須です。健康診断受診、診断結果受領に必要な時間は医療機関によってまちまちで、時間がかかる場合が散見されています。提出締切日に間に合うように、健康診断先の早期の確保、診断書受領までの時間を受診機関にご確認ください。

また、健康診断結果を理由として、選考不合格（派遣不可）となってしまう候補者も少なくありません。候補者の方には以下のサイトも参考に、早期から健康管理に取り組んでくださるようお願いください。

[健康診断について | JICA 海外協力隊](#)

(4) 合格者の訓練、派遣、各種手続き

(3)により合格された方は、原則として他の一般公募の合格者と共に派遣前の訓練を受講いただき、各種手続きを行って、派遣となります。詳しくはWebサイト（[合格者の方へ | JICA 海外協力隊](#)）でご確認ください。合格後の流れは、一般公募の方と同じになります。協力隊事務局（「選考・訓練課」等）からの連絡に従ってご対応ください。

(5) 留意事項

- ・選考・訓練・派遣のプロセスにおいては、団体に窓口を務めていただきつつ、候補者に直接連絡をさせて頂くことも多くなります。随時団体と情報共有を行うよう、隊員候補者にお伝えください。
- ・上述のように早期派遣実現のため、提案案件についての(1)要請意向確認(2)覚書締結と並行して(3)の参加者の選考プロセスに便宜的に進むことを可としていますが、候補者の訓練が開始する前に(1)(2)が完了することが条件となります。仮に(3)の結果候補者が合格しても、(1)(2)が不成立の場合には合格は無効となりますが、これに伴う補償などはできかねますので予めご了承願います。
- ・上記(3)(4)のプロセスは基本的に2年目以降も同様ですが、公募のスケジュールが変更になる可能性があります。希望のタイミングで派遣が実現するよう、各年度の派遣に係るスケジュールは前年度にJICA国担当によくご相談ください。
- ・覚書期間終了後は覚書の更新は行わないため、切れ目無く派遣を行いたい場合、覚書期間終了前のタイミングで再度新規案件募集時に提案・応募頂く必要があります。覚書期間終了前に実施される「終了時レビュー」、またJICA国担当や在外事務所担当者の意見も参考に、過去の課題、経験、教訓等を踏まえて更なる改善に取り組みつつご提案をお願いします。

IV. 留意事項等

1. 派遣前の手続きや研修（訓練）受講について

一部の隊員の方は、合格後の派遣前の諸手続きの際に定められた期限までの書類の提出が出来ない場合や、訓練の受講（集合型訓練の無い短期派遣であってもオンデマンド動画視聴やレポート提出があります）が適切になされない場合があります。そのような事例もあり、参加者については、責任が求められます。推薦した隊員が適切に手続きを行い、必要な訓練を正しく受講する事については、団体におかれても責任を持ってご対応いただくようお願いいたします。

2. 予防接種について

JICA では、JICA 海外協力隊の派遣期間中の安全と健康のため、ご本人同意の上、必要な予防接種を受けた方を派遣しています。パンデミック発生時などは派遣自体が中止・延期になったり、所定のワクチン接種が不可欠の要件になったりする場合があります。（参照→ [3-10 予防接種 | JICA 海外協力隊](#)）

3. 隊員の立場

派遣期間中の隊員は任国の配属機関に所属するとともに、JICA 在外事務所の指導・監督下におかれます。また、派遣期間に応じて所定の「隊員報告書」を作成し、所定期日までに JICA 在外事務所に提出する必要があります。

4. 広報、国内での社会還元

JICA 海外協力隊の目的の一つに、途上国で得た経験の社会還元があります。連携派遣においては、帰国隊員個人個人の取組に加えて、提案団体による積極的な取り組みも期待されています。

採択された提案事業については、特別な事情が無い限り、JICA の Web サイト、SNS 等での広報、帰国後の報告会、社会還元についてご協力をいただきます。提案団体からも、隊員所属先として必要に応じて現地訪問、技術支援、活動状況の広報発信などを実施ください。

- (1) 連携案件としての事例紹介（JICA の HP、SNS、広報冊子等）
- (2) 連携案件としての事例紹介（提案団体内での広報誌、HP など）
- (3) 帰国後の提案団体内（一般公開の場合も含む）での帰国報告会の実施
- (4) 帰国後の社会還元活動（事例紹介セミナー、他の団体への紹介説明会への出席など）

5. 帰国後について

協力隊派遣の効果を団体内で最大限にご活用できるよう、参加隊員の帰国後の活躍の計画を派遣前に策定するなど、帰国後の人事配置等処遇には、特段のご配慮及びご協力をお願いします。

以上

- 別紙 1 JICA 海外協力隊連携派遣 お問い合わせ窓口
- 別紙 2 2025 年度 JICA 海外協力隊連携派遣国別ニーズ一覧
- 様式 1 提案書フォーム（本文・別紙）[. xlsx]
- 様式 2 覚書雛形

別紙1 JICA 海外協力隊連携派遣 提案書提出先

機関名	担当部署	担当地域・範囲	問合せ窓口アドレス及び電話番号
JICA 北海道 (札幌)	市民参加協力課	道央・道北・道南	hkiactpp@jica.go.jp 011-866-8421
JICA 北海道 (帯広)	道東業務課	道東	jicaobic@jica.go.jp 0155-35-1210
JICA 東北	市民参加協力課	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県	jicathic-jv@jica.go.jp 022-223-4772
JICA 二本松	業務課	福島県	jicanjv-bk@jica.go.jp 0243-24-3200
JICA 筑波	連携推進課	茨城県・栃木県	tbictpp@jica.go.jp 029-838-1117
JICA 東京	市民参加協力第一課	千葉県・埼玉県・群馬県 新潟県・長野県	tictpp1@jica.go.jp 03-3485-7461
JICA 横浜	市民参加協力課	神奈川県・山梨県	yictpp@jica.go.jp 045-663-3253
JICA 北陸	業務課	富山県・石川県・福井県	hriactpr@jica.go.jp 076-233-5931
JICA 中部	市民参加協力課	静岡県・岐阜県・愛知県 三重県	cbictpp@jica.go.jp 052-533-0120
JICA 関西	市民参加協力課	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	jicaksic-jocv@jica.go.jp 078-261-0352
JICA 中国	市民参加協力課	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県	jicacac-jocv@jica.go.jp 082-421-6305
JICA 四国	業務課	徳島県・香川県・愛媛県・高知県	jicaskic@jica.go.jp 087-821-8824
JICA 九州	市民参加協力課	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	kictpp@jica.go.jp 093-671-6311
JICA 沖縄	市民参加協力課	沖縄県	oiactpp@jica.go.jp 098-876-6000
JICA 青年海外協力隊事務局	参加促進課	東京都・全体窓口	jvtpp_gs@jica.go.jp 03-5226-9832

様式 2

覚 書

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）と●●株式会社／大学／自治体名（以下「提案団体」という。）は、提案団体が推薦し JICA の選考に合格した者（以下「推薦隊員」という。）を青年海外協力隊隊員、海外協力隊隊員、日系社会青年海外協力隊隊員、日系社会海外協力隊隊員、シニア海外協力隊隊員又は日系社会シニア海外協力隊隊員（以下「JICA 海外協力隊」という。）として派遣する事業（以下「本事業」という。）に関し、以下の事項について JICA と提案団体の双方（以下「双方」という。）が合意したことをここに 確認する。

（目的）

第 1 条 本事業は、JICA 海外協力隊の活動を通じて、提案団体の専門知識及び技術等の知見・人材を有効に活用することにより、開発途上国の経済・社会の発展及び復興に寄与し、異文化社会における相互理解の深化と共生を図り、推薦隊員の JICA 海外協力隊としての活動経験を社会還元するとともに、広く人材育成に寄与することを目的とする。

（協力の内容）

第 2 条 双方は、前条の目的に資する連携案件を実施する。連携案件の内容については別紙のとおりとする。

（提案団体の実施事項）

第 3 条 提案団体は、本事業の効果的な実施のために次の各号を実施する。ただし、第 6 号は、推薦隊員が提案団体の組織の外部の者である場合には、適用しない。

- (1) 意欲と能力のある推薦隊員候補者の人選
- (2) 推薦隊員候補者のリストを添付した推薦状等を期日までに提出することによる JICA への推薦
- (3) 推薦隊員候補者及び推薦隊員に対する説明、派遣準備（語学学習支援等）
- (4) 推薦隊員候補者及び推薦隊員への派遣手続き等の JICA からの案内及び推薦隊員候補者及び推薦隊員から JICA への照会にかかる窓口機能の設置
- (5) 派遣期間中の連絡体制の維持
- (6) 派遣期間中の推薦隊員の身分措置（休職・休学措置、単位取得・付与等）
- (7) 提案団体における推薦隊員による活動成果の蓄積・普及・活用
- (8) 推薦隊員による提案団体内での報告会の実施、及び帰国後の社会還元活動（事例紹介セミナー、他の団体への紹介説明会への出席等）の促進支援

- (9) 本事業の提案団体内外における広報
 - (10) 公募による JICA 海外協力隊募集案件（以下「公募案件」という。）への応募勧奨
 - (11) 推薦隊員に対する活動の支援、適切な助言及び指導
 - (12) 推薦隊員を JICA 海外協力隊として連携案件に派遣するに際しての提案団体の内部の支援体制の整備
- 2 提案団体は、推薦隊員の派遣前訓練期間及び JICA 海外協力隊としての派遣期間は、推薦隊員を JICA 海外協力隊の活動に専念させるものとし、提案団体の直接的な営利活動は行わせないものとする。

（JICA の実施事項）

- 第 4 条 JICA は、推薦隊員候補者の中から推薦隊員を選考し、その可否を提案団体及び推薦隊員候補者に通知する。
- 2 JICA は、推薦隊員候補者が JICA による選考に合格することを条件に、これら推薦隊員を JICA 海外協力隊として派遣する。ただし、JICA は、派遣前訓練等の結果、派遣国の政府機関による決定、その他推薦隊員候補者又は推薦隊員を JICA 海外協力隊として派遣することが適当でないと判断した場合には、推薦隊員候補者又は推薦隊員を派遣しないことができる。
- 3 JICA は、前条第 1 項第 9 号に規定する提案団体を実施する広報及び前条第 1 項第 10 号に規定する公募案件への応募勧奨に関し、必要な協力を行う。

（協力期間）

- 第 5 条 本覚書に基づく協力期間に関し、開始日は基本的に署名日とし、終了日は●年 3 月 31 日までとする。ただし、開始日は要すれば個別案件の事情を踏まえ適宜設定可能とし、協力期間中に派遣された推薦隊員の派遣期間が協力期間を超える場合、本覚書は当該派遣期間の満了まで効力を有する。

（協議の実施）

- 第 6 条 本覚書の円滑な実施及び改善等に向けた意見交換を行うため、双方は必要に応じて協議を実施することができる。協議の内容・参加者等の詳細は双方協議の上で取り決める。
- 2 第 5 条で定めた本協力期間の最終年については、終了 30 日前までに双方による終了時レビューを行う。

（経費負担）

- 第 7 条 本覚書に定める連携案件の実施については、双方それぞれの予算措置の範囲内で行うものとし、本覚書により相手方に対して特定の経費負担の義務を負うものではない。

（秘密保持）

- 第 8 条 双方は、本事業の過程において知りえた双方及び派遣国政府機関等の

秘密を、他に漏らしてはならない。本覚書の終了後についても同様とする。

(推薦隊員と JICA との合意書の締結)

第 9 条 JICA 海外協力隊として派遣される推薦隊員は、派遣前に「JICA 海外協力隊の派遣に関する合意書」(以下「派遣合意書」という。)を、また、同推薦隊員が JICA が実施する派遣前訓練に参加する場合には、「派遣前訓練に関する合意書」(以下「派遣前訓練合意書」という。)を JICA と締結する。

- 2 提案団体は、派遣合意書及び派遣前訓練合意書に基づき、JICA が推薦隊員に課す指示を尊重する。
- 3 JICA は、推薦隊員の故意又は重大な過失により第三者が損害を受けたとき、派遣前訓練合意書第 14 条及び派遣合意書第 17 条に基づき、その責任を一切負わないものとする。

(覚書の修正及び終了)

第 10 条 本覚書は、双方の書面による合意の上、協力期間中であっても、その内容を修正し、又は終了することができる。ただし、終了する場合は既に実施中又は実施決定済みの連携案件に影響を与えないよう、最大限配慮する。

- 2 提案団体又は JICA は、当初予期できなかった事情等により、本覚書の継続が困難と判断する場合(第 11 条による解除の場合を除く。)には、相手方に対し、終了希望日の 60 日前までに本覚書の終了を書面で申し入れることができる。この場合において、当該解除の申し入れの日から、60 日経過した日をもって、本覚書は終了するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、現に派遣中の推薦隊員は、原則として派遣を継続するものとする。ただし、連携案件を中止する場合、派遣を中止する場合その他派遣を継続する理由がない場合は、この限りではない。
- 4 前項本文の場合において、本覚書は当該推薦隊員の派遣期間満了まで、なお効力を有する。

(覚書の解除)

第 11 条 提案団体が、次に掲げる各号の一に該当するとき、または、次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき、JICA は催告を要せずして、本覚書を解除することができる。

- (1) 提案団体の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25 号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。)であると認められるとき。
- (2) 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。

- (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 提案団体又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
- (5) 提案団体又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供与し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (6) 提案団体又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (7) 提案団体又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (8) 提案団体が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 提案団体が、第1号から第7号までのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。
- (10) その他提案団体が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

(その他)

第12条 本覚書に変更が必要な場合、本覚書の運用に関する疑義が生じた場合又は本覚書に定めのない事項に係る疑義等が生じた場合には、双方の協議により、解決するものとする。

本覚書は正本を2通作成し、双方がそれぞれ各1通を所有する。

●年●月●日

独立行政法人国際協力機構
○○センター 所長
○○ ○○

提案団体名
役職
氏名●● ●●

連携案件

1. 案件名

●●●●●

2. 対象国

●●●●●

3. 配属先

●●●●

4. 職種

●●●●●／●●●●●／●●●●●

5. 実施期間

本覚書署名の日～●年●月●日

6. JICA 海外協力隊区分

青年海外協力隊隊員、海外協力隊隊員、日系社会青年海外協力隊隊員、日系社会海外協力隊隊員、シニア海外協力隊隊員、日系社会シニア海外協力隊隊員

7. 想定人数

長期隊員：合計●名、●人月 [●人×●年（月）×●代]

短期隊員：合計●名、●人月 [●人×●年（月）×●代]

8. 案件の目的、実施期間中に達成される成果、必要な活動内容

（（例文）大学の体育教育、健康科学及び生涯体育等の科目を学習した学生等が、大学のこれら科目の指導方法及びカリキュラム作成等に係る高いノウハウを活用して、国立体育教員養成校に対して実技教育活動及びその成果を踏まえた協議等を行うことを通じて、国立体育教員養成校の教育カリキュラムが改善され、もって、〇〇国の体育教育の改善に資することを目的とする。